令和元年度遺伝情報適正取扱認定制度 二次募集 募集要項

令和元年11月吉日

一般社団法人 遺伝情報取扱協会

令和元年度の遺伝情報適正取扱認定申請企業を下記のとおり募集いたします。

1 遺伝情報適正取扱認定とは

「遺伝情報適正取扱認定」とは、一般社団法人遺伝情報取扱協会(AGI)が定める「個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準(個人遺伝情報取扱事業者自主基準)」(以下、AGI自主基準)を遵守し、健全・適正に遺伝子検査サービスを提供していることを、公平・中立的な観点から審査・認定して、当該サービスに関して、遺伝情報適正取扱認定マークの使用を認める制度です。

この認定制度は、会員企業における「AGI 自主基準」の遵守状況を客観的に評価し、消費者に分かりやすく伝えることを目的にしています。

審査は認定取得を希望する企業の自主的な申請により、専門家からなる外部審査委員会による審査を経て、理事会により審議して認定を行います。

遺伝情報適正取扱認定が普及することによって、

- ■消費者が技術的側面や倫理的・法的・社会的側面から健全・適正な遺伝子検査 サービスを選択できるようになることを支援します。
- ■事業者が消費者に対して適正な遺伝子検査サービスをわかりやすく説明した うえで提供することを促進します。

ひいては、社会全体に、遺伝子検査サービスが正しく理解され、健全に浸透することを目指します。

※なお、AGIでは子どもの身体能力(運動適正、学習能力等)に関わる遺伝子検査の認定申請は受け付けておりません。

2 申請種別について (別紙、認定種別早見図を併せてご参照ください)

事業形態	事業内容	認定種別
A	解析・配列測定及びその解釈・結果の開示を行う事業者 (二次サービス提供する場合を含む)	マスター
В	解析・配列測定は委託しているが科学的根拠を構築しその解釈・結果の開示を行う事業者 (二次サービス提供する場合を含む)	マスター
С	解析・配列測定、科学的根拠の構築は委託しているが、 解釈・結果の開示を行う事業者	マスター
D	解析・配列測定、科学的根拠の構築や解釈・結果の開示 は委託し、二次サービスの提供を主としている事業者	スタンダード

3 認定要件(マスター/スタンダード共通)

申請要件 ・ 申請時点で AGI 会員企業であること 申請時点で AGI 会員企業により提供を開始しているサービスであること (OEM 提供のサービスも申請可能ですが、提供先企業に認定を与えるものではござい ません) 申請責任者が自主基準勉強会(e-learning)を受講修了していること 各種規約、注意事項を遵守する事業者であること 認定条件 |・ AGI 自主基準を遵守していること 認定制度審査委員会により、AGI 自主基準が求める内容を遵守していると合理 的に認められること 認定制度審査委員会における審査結果報告および当該事業者の AGI への参加、 活動状況に問題がないことを理事会が認めること ・提供するサービス単位 申請単位 事業分野: DNA 鑑定、受託解析、体質遺伝子検査 ※但し、スタンダードは「体質遺伝子検査」のみ対象 ※「DNA鑑定」または「体質遺伝子検査」は、一つのサービスの中で複数の製品 が存在し、かつ、その製品間には事業モデルや以下の審査項目内容に著しい 差異がある場合は、別申請とします。 ※親会社子会社にてそれぞれ事業を実施しているケースでは、法人格が異なる ため、それぞれ申請を必要とします。 審查項目 「自主基準」に基づき、以下 12 の大項目から構成されています。 要求事項には「認定」「評価」の分類があり、認定を得るためには「認定」分類の要 求事項をすべて満たす必要があります。 1. 法人としての基本的要件(21項目) 2. 遺伝子検査の実施(1) 「基本的要件」(24項目) 3. 遺伝子検査の実施(2) 「個人への事前の情報提供」(18 項目) 4. 遺伝子検査の実施(3) 「インフォームド・コンセント」(33 項目) 5. 遺伝子検査の実施(4) 「解析」(35 項目) 6. 遺伝子検査の実施(5) 「科学的根拠」(20項目) 7. 遺伝子検査の実施(6) 「個人への検査結果に関する情報提供」(11 項目) 8. 遺伝子検査の実施(7) 「カウンセリング・問い合わせ窓口」(4項目) 9. 遺伝子検査の実施(8) 「個人情報・センシティブ情報の取り扱い」(26項目) 「DNA 鑑定」(28 項目) 10. 遺伝子検査の実施(9) 11. 二次サービス (7項目) 12. その他 (8項目) ※但し、10. 遺伝子検査の実施(9)「DNA鑑定」は、マスターのみ対象 なお、各大項目の()内に記載された項目数は最大審査項目数

4 申請方法

- ① どちらの申請種別(マスター/スタンダード)に該当するかご確認ください。
- ② AGI 会員様は、自主基準勉強会 (e-learning) をご受講いただく為、受講申込書を 遺伝情報適正取扱認定制度事務局へご提出ください。

※受講には費用がかかります。 (1アカウント 5,000円) お支払い確認後、お申込み者様に専用アカウントを発行いたします。

受講可能期間は1ヶ月あります。

③ AGI 会員様以外の場合は、協会事務局へ会員申請のお手続きをお願いします。 申請や申し込み等を行う際に必要となる申請書類は、専用ページよりダウンロードして ください。なお、申請書類については、9月13日にAGIホームページにてご案内して おりますのでご確認ください。

5 費用

申請内容に基づき請求しますので、請求書に記載の期日までにお支払いください。 もし、指定期日までに入金が確認できない場合は、申請辞退とみなします。 また、一切返金はいたしません。

		マスター	スタンダード		
審査料	基本	120 万円/申請	30 万円/申請		
	従量	4 万円/100 項目	_		
	備考	※合算の検査サービス項目数で従量部分の審査料が変動※検査サービス項目数 10 項目以内の場合は基本のみ※検査サービス項目数 100 項目ごとに 4 万円の従量加算従量加算例) 1~10 項目:0 円11~100 項目:4 万円101~200 項目:8 万円	_		
実査料	基本	16 万円/日	_		
	備考	移動を含め 2 日以上となる場合は、 10 万円を加算して請求致します。			
	その他	実費	_		
	備考	※交通費や宿泊費など	※実査なし		

※検査サービス項目とは申請サービスに含まれる検査項目で、サービスに複数の製品が含まれる場合は、そのすべての項目を合算する。ただし製品間で同じ項目がある場合は、1種類1つと数える

※審査料は、翌年度の中間審査料についても含まれております。

6 二次募集申請受付期間

申請受付	マスター	スタンダード		
	2019年11月25日(月)~	2019年9月13日(金)~		
	2019年12月20日(金)	2020年2月21日(金)		
備考	※自主基準勉強会(e-learning)はアカウント発行後 1 ヶ月以内に受講修了してください。申請受付を実査・審査順序とします。実査がある場合は、実査完了後、審査エントリーとなります。	※自主基準勉強会(e-learning)はアカウント発行後1ヶ月以内に受講修了してください。申請受付順に審査を進めます。書類に不備等なければ認定までの目安は3ヶ月程です。		

※いずれの期限も<u>遺伝情報適正取扱認定制度事務局 17:00 必着</u>とさせていただきます。

7 お問い合わせ

下記までメールでご連絡ください。

- ■「AGI」、「AGI 協会会員」、「遺伝情報適正取扱認定制度申請費」について
- 一般社団法人 遺伝情報取扱協会事務局(株式会社ワンメディカル内)

E-mail: support@aogi.jp

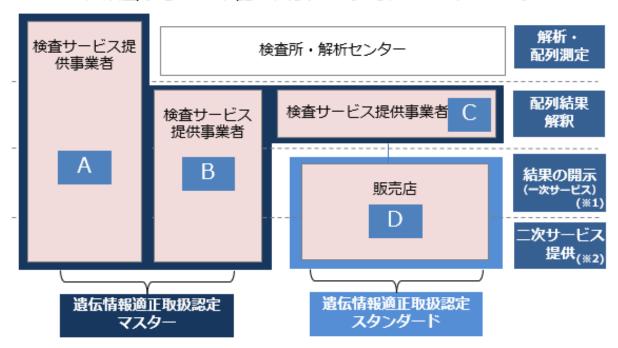
■「遺伝情報適正取扱認定(マスター/スタンダード)」の認定申請手続きについて 遺伝情報適正取扱認定制度事務局(ピットクルー株式会社内)

E-mail: nintei@aogi.jp

【別紙】

認定種別早見図

遺伝情報適正取扱認定制度「マスター/スタンダード」 どちらに該当するか、下記の図表をご参考にしてください。



該当するパターンがない場合には、事務局へお問い合わせください。

			%⊐, °0/	1,) 'O- v - '80	D16101 4		150 (7000)
事業 形態	自社 プラ ンド	キット 販売	解析 実施	科学的 根拠 構築	結果 開示 (*1)	二次 サービス 提供(**2)	検体 解析 保持 データ 保持	申請 種別
Α	0	0	0	0	0	Δ		マスター
В	0	0		0	0	Δ	サービス提供 形態による (申請時相談)	マスター
С	0	0		0				マスター
D	0	0				0		スタンダード

- (※1) 開示コンテンツ(Webや紙レポート)を<u>自ら構築している</u> (※2) 審査結果を元にその他のサービスや商品(例:美容/健康/サプリや食品等)を 提供する形態